

◎下田市総合教育会議報告書 修正箇所 一覧

該当箇所	修正前	修正後	理由・内容等
報告書P.5 2(3)⑤ 3段落目	一方、下田市立4中学校全てを平成34年度から仮に統合した場合、別冊28ページの平成34年度以降1校化統合想定から考慮すると、中学校全体で434人・12学級(40人学級想定)と国の基準の標準校となることが予測され、その後もその規模が継続することが見込まれています。	一方、下田市立4中学校全てを平成33年度から仮に統合した場合、別冊28ページの平成33年度以降1校化統合想定から考慮すると、中学校全体で431人・12学級(40人学級想定)と国の基準の標準校となることが予測され、その後もその規模が継続することが見込まれています。	H33 想定に伴う修正
報告書P.6 3 2段落目 文末	現在の稲生沢中学校校舎または下田中学校校舎とするのが望ましいという結論に至りました。	現在の稲生沢中学校または下田中学校とするのが望ましいという結論に至りました。	「校舎」の削除
報告書P.6 4(1)文末	…具体的課題解決への方策を検討されたい。	…具体的課題解決への方策を検討すること。	「すること」へ修正
別冊全般	見出し符号) I～VI	見出し符号) 第1～第6	文書規程に基づく見出し符号の修正
別冊P.6 第3 2 3段落目	その結果、稲梓中学校と稲生沢中学校を統合したとしても再び単学級の発生が近い将来に見込まれること、また生徒数の減少が今後もより進行することに伴い、 <u>下田市内の教育、文化、伝統を維持していくこと自体、困難になることが予測され、それらを継続していくため、併せて、国が示す標準規模校の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせていくためにも段階を踏まず、4校を一度で統合する1校化の手法が望ましいという結論に至りました。</u>	その結果、稲梓中学校と稲生沢中学校を統合したとしても再び単学級の発生が近い将来に見込まれること、また国が示す標準規模校の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせていくためにも段階を踏まず、4校を一度で統合する1校化の手法が望ましいという結論に至りました。	「生徒数～併せて、」部分の削除
別冊P.28 第4 3 見出し及び表	3 平成34年度以降1校化想定表 平成34年度から平成39年度	3 平成33年度以降1校化想定表 平成33年度から平成39年度	H33 想定に伴う修正
別冊P.31 第5 見出し及び1	中学校の <u>適正規模</u> について	中学校の規模について	文章見直し
別冊P.31 第5(2)	二 【省 略】	(2) <u>通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。</u> 2. <u>5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。</u> 3. <u>統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当</u>	第4条条文を全部追加

該当箇所	修正前	修正後	理由・内容等
		<u>該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。</u>	
別冊P.31 第5 1 (4)	…平成34年度を初年度とした…	…平成 <u>33</u> 年度を初年度とした…	H33 想定に伴う修正
別冊P.33 第6 1 (1) 選出条件 ②	市の財政面を考慮し、大規模な土地取得はせず、既存4中学校を最大限活用できるよう努めること。	<u>既存施設を最大限活用し、統合後に教育の質の充実を図ること。</u>	文章見直し
別冊P.33 第6 1 (2) ① ア 想定生徒数表	H34 からH40 までの生徒数	H <u>33</u> からH <u>39</u> までの生徒数	H33 想定に伴う修正
別冊P.38 第6 1 (2) ②	市有地について	<u>既存施設の活用について</u>	文章見直し
別冊P.38 第6 1 (2) ② 比較表	○、△(一部)、△(半分)の表記	<u>全部、一部借地、半分借地の表記</u>	表記変更
別冊P.38 第6 1 (2) ③ 比較表	津波浸水想定区域外 土砂災害警戒区域外 ○、△(一部)の表記	<u>津波浸水想定区域 土砂災害警戒区域 区域外、一部区域の表記 ※下田中学校 ○⇒一部区域に変更</u>	文章見直し及び表記変更 下田中学校一部警戒区域に伴う修正
別冊P.39～40 第6 1 (2) ③ イ 土砂災害警戒区域図	(ア)稲椋中学校区域図 (イ)稲生沢中学校区域図 (エ)下田中学校区域図 資料：静岡県統合基盤地理情報システムの位置図	(ア)稲椋中学校区域図 (イ)稲生沢中学校区域図 (エ)下田中学校区域図 資料：静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課の位置図	警戒区域図の差し替え 下田中学校一部警戒区域に伴う修正
別冊P.41 第6 1 (2) ④ ア 通学距離について	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年6月27日政令第189号)において、中学校でおおむね6km以内という通学距離基準を定めています。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号において、中学校でおおむね6km以内という通学距離基準を定めています(条文については31ページ参照)。	別冊P.31に条文を追加したことによる修正
別冊P.44 第6 1 (3) 4 比較表	下田中学校 ③防災面での安全性欄 ◎(二重丸) 合計11点	下田中学校 ③防災面での安全性欄 ○(丸) 合計10点	下田中学校一部警戒区域に伴う修正
別冊P.47 参考2(3) 1段落目及び(4) 算出条件3	…下田中学校及び稲生沢中学校…	… <u>稲生沢中学校及び下田中学校</u> …	順序変更
別冊P.48～57	地区生徒数・補助金額(H34 想定) 下田中学校→稲生沢中学校の順	地区生徒数・補助金額(H <u>33</u> 想定) <u>稲生沢中学校→下田中学校</u> の順	順序変更及びH33 想定に伴う修正
別冊P.57	—	<u>3 通学費補助内容の決定について 今回、報告書の参考資料として通学費補助に係る想定を記載しましたが、正式な通学費補助内容については、今後、関係各所との協議を経た上で決定される予定です。</u>	3の追加